

2007年11月30日

【モニタリングレポート】

第2回地域金融機関 CLO 貸付債権信託（第3回中小企業金融公庫（買取型））

信託受益権 優先受益権 : A A A
メザニン受益権 : A A A

格付投資情報センター(R&I)は上記の信託受益権のモニタリングレポートを公表しました。

【コメント】

発行日（2005年12月6日）から2007年9月20日までの期間（計算期間）における裏付け資産の累積デフォルト率は約1.14%であり、計算期間末日時点で延滞が4件発生している。1件の延滞は現時点ですでに解消済みであるが、残りの3件の延滞は現時点で解消されていない。この延滞債権がデフォルトした場合の累積デフォルト率は約1.33%であるが、R&Iの当初想定範囲内で推移しており、現在確保されている信用補完額に対し、発生する損失の影響は小さい。

【格付け対象】

信託の名称	第2回地域金融機関 CLO 貸付債権信託	
金額	優先受益権	7,337,440,000円（当初：17,600,000,000円）
	メザニン受益権	129,239,000円（当初：310,000,000円）
委託者	中小企業金融公庫	
参加金融機関	みちのく銀行、荘内銀行、岩手銀行、東京都民銀行、※大分銀行、北日本銀行、東日本銀行、神奈川銀行、富山第一銀行、びわこ銀行、徳島銀行、愛媛銀行、熊本ファミリー銀行、※豊和銀行、宮崎太陽銀行、函館信用金庫、朝日信用金庫、東京東信用金庫、多摩信用金庫（旧多摩中央信用金庫）、富山信用金庫、碧海信用金庫、蒲郡信用金庫、滋賀中央信用金庫、京都信用金庫、大阪東信用金庫、神戸信用金庫、尼崎信用金庫、福岡ひびき信用金庫、※大分みらい信用金庫、鹿児島相互信用金庫、長野県信用組合（31金融機関） ※「大分県 CLO」参加金融機関	
受託者	みずほ信託銀行	
信託受益権販売業者	大和証券 SMBC	
裏付け資産	第2回地域金融機関 CLO の参加金融機関が募集した中小企業向け貸付債権	
信託設定日	2005年12月22日	
予定最終償還日	2009年1月15日	
法定最終償還日	2010年1月15日	
償還方法	コントロールド・アモチゼーション（優先受益権、メザニン受益権の割合に応じたプロラタ償還）	
信用補完	優先劣後構造	
	現在の格付け （発行時の格付け）	個別信用補完
優先受益権	A A A (A A A)	メザニン受益権、シニア劣後受益権、 ジュニア劣後受益権（劣後比率約19.5%）
メザニン受益権	A A A (A A)	シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権 （劣後比率約18.1%）
備考	格付けは、法定最終償還日までに優先受益権、メザニン受益権の元本が が全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価したものである。	

●お問い合わせ先 株式会社 格付投資情報センター ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が発行金融債権についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【モニタリングのポイント】

本件の信託は、元本と配当の受け取りの順に優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権およびジュニア劣後受益権を設定している。各受益権について、それよりも元本の受け取り順位が低い受益権の元本金額合計が信用補完となっている。ジュニア劣後受益権は、各参加金融機関が募集した債権プールに対応している。本件では 31 の参加金融機関が貸付債権の募集を行い、それぞれの参加金融機関に対応した 31 のジュニア劣後受益権を設定している。各ジュニア劣後受益権は、対応する参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失のみを負担し、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失を負担することはない。優先受益権、メザニン受益権およびシニア劣後受益権は、各ジュニア劣後受益権の元本金額を超える損失を貸付債権を譲渡した参加金融機関によらず負担する。

モニタリングにあたっては、損失額に加え、その損失の分布（どの参加金融機関のプールの損失なのか）に着目し、各受益権の格付けが妥当なものであるかどうかを確認している。

【経過と見通し】

発行日から計算期間末日までにデフォルト債権が 8 件、計算期間末日時点で延滞債権が 4 件発生している。延滞債権のうち 1 件は現時点では既に延滞を解消しているが、残りの 3 件については延滞は解消されていない。この延滞債権がデフォルト債権となった場合でも、現在確保されている信用補完額に対し、発生する損失の影響は小さい。なお、R&I は、本件のパフォーマンスおよび主にシニア劣後受益権の元本残高を勘案し、2007 年 8 月 16 日付けでメザニン受益権の格上げを行った。

裏付け資産の状況は以下のとおりである。

	2005/12/6	2007/9/20
債権元本残高	20,509,000,000 円	8,409,601,000 円
元本残高率	100%	41.00%
延滞債権元本金額	0 円	44,002,000 円
延滞率	0%	0.52%
長期延滞債権元本金額	0 円	0 円
長期延滞率	0%	0%
累積デフォルト債権元本金額	0 円	233,343,000 円
累積デフォルト率	0%	1.14%
債務者数	832 社	817 社

元本残高率：計算期間末日の元本残高／当初債権元本残高

延滞債権元本金額：計算期間末日時点で 3 カ月未満の延滞である債権の元本金額

延滞率：計算期間末日の延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

長期延滞債権元本金額：計算期間末日時点で 3 カ月以上延滞である債権の元本金額

長期延滞率：計算期間末日の長期延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

累積デフォルト債権元本金額：計算期間末日時点のデフォルト債権の累計元本金額

累積デフォルト率：計算期間末日の累積デフォルト債権元本金額／当初債権元本残高

デフォルト債権：デフォルト債権は以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の当然喪失事由」に該当する事由が生じたもの
- ②原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の請求喪失事由」に該当する事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの